

米海軍所属MH60Sヘリによる米兵つり下げ訓練に対する意見書

平成30年8月17日、午後4時頃読谷村都屋の沖合で米海軍所属MH60Sヘリコプター2機による兵士のつり下げ訓練が突然に実施された。同訓練は、読谷村民の生命・財産を脅かす危険極まりない行為である。

とりわけ、当該海域は、日常的に漁船が往来する場所で、本村の水産・観光資源である大型定置網の漁場やジンベエザメの生け簀が設置されている。当日は、つり下げ訓練近くを漁船3隻が航行しており、船の上を低空で何度も通過し、船員を恐怖に陥れた。今回の訓練は、漁業関係者や多くの村民に大きな不安を与え、断じて許されるものではない。

本村では、1965年に米軍のパラシュート訓練により幼い子どもの尊い命が奪われた痛ましい事故が起きており、日米両政府に対し、村民の生活区域での訓練に対し幾度となく抗議を行ってきたが、米軍側に何ら改善は見られない。そればかりか危険を招く訓練が増加する一方である。今回の訓練の実施も提供訓練区域外のものであり、まさに言語道断である。

よって、読谷村議会は、村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実施するよう強く要請する。

1 米軍は提供訓練区域外における訓練を禁止すること。

2 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年8月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米海軍所属MH60Sヘリによる米兵つり下げ訓練に対する抗議決議

平成30年8月17日、午後4時頃読谷村都屋の沖合で米海軍所属MH60Sヘリコプター2機による兵士のつり下げ訓練が突然に実施された。同訓練は、読谷村民の生命・財産を脅かす危険極まりない行為である。

とりわけ、当該海域は、日常的に漁船が往来する場所で、本村の水産・観光資源である大型定置網の漁場やジンベエザメの生け簀が設置されている。当日は、つり下げ訓練近くを漁船3隻が航行しており、船の上を低空で何度も通過し、船員を恐怖に陥れた。今回の訓練は、漁業関係者や多くの村民に大きな不安を与える、断じて許されるものではない。

本村では、1965年に米軍のパラシュート訓練により幼い子どもの尊い命が奪われた痛ましい事故が起きており、日米両政府に対し、村民の生活区域での訓練に対し幾度となく抗議を行ってきたが、米軍側に何ら改善は見られない。そればかりか危険を招く訓練が増加する一方である。今回の訓練の実施も提供訓練区域外のものであり、まさに言語道断である。

よって、読谷村議会は、村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実施するよう強く要求する。

1 米軍は提供訓練区域外における訓練を禁止すること。

2 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成30年8月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、在沖米海軍艦隊活動司令官